

(案)

第二次逗子市環境基本計画 「行動等指針」

(新逗子市ローカルアジェンダ 21)

【2016～2018】

逗子市

(案)

目次

○逗子市環境基本計画 行動等指針とは	1
○行動等指針の構成	1
○分野ごとの行動等指針	2
1. 自然を大切にすまち	2
2. 廃棄物による環境負荷の少ないまち	8
3. 温室効果ガス排出の少ないまち	14
4. 暮らしと景観に配慮したまち	17
○行動等指針の推進	21
○基幹計画事業としての位置付け及び事業集	22

(案)

○逗子市環境基本計画 行動等指針とは

平成13年の「(第一次)逗子市環境基本計画」策定以後、市民、事業者、市の3者による環境政策を推進していくため、市民、事業者、市が行動すべき指針(=行動等指針)を作成し、達成状況をチェックし、見直しを行ってきました。

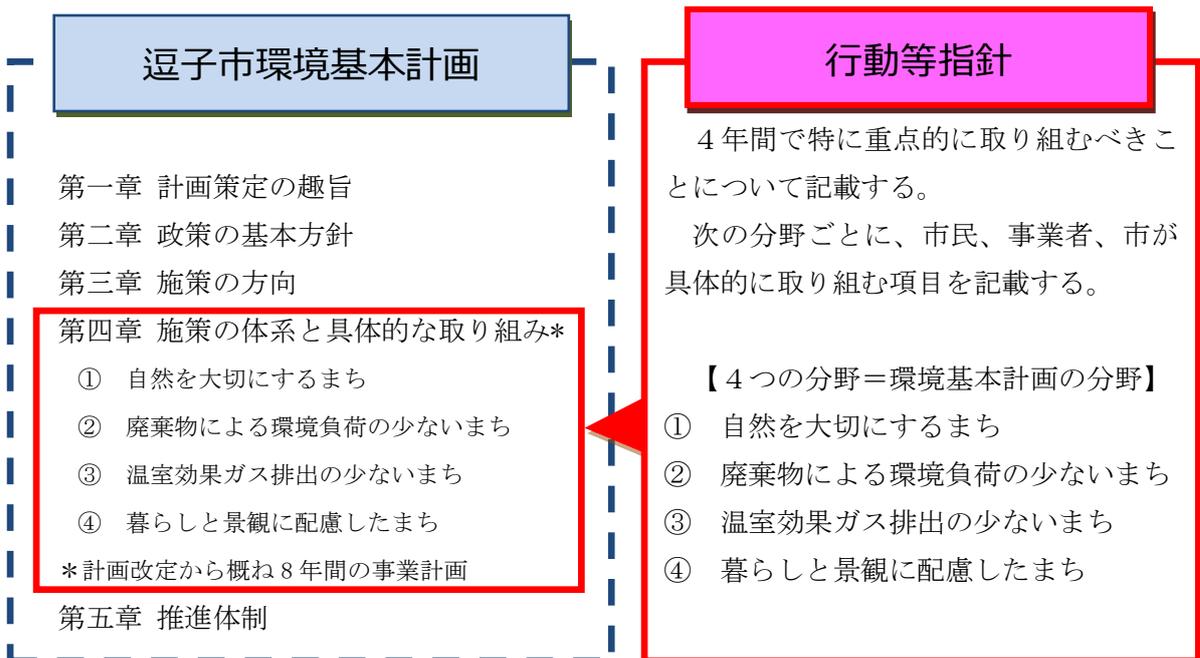
平成27年3月に改定した「第二次逗子市環境基本計画」においても、計画に位置付けられた施策を具体的に推進していくためには、市民、事業者、市それぞれが主体となり、または協働しながら行動していかなければならないという考えを引き継ぎ、また、各課題において重点的に取り組むものをできるだけ分かりやすく「目標」と「行動」として抜き出したものとして、「行動等指針」を策定することとしています。

この「行動等指針」では、「第二次逗子市環境基本計画」第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」で示す、おおむね8年間の事業計画について、特に重点的に取り組むべき「行動」を記載するものです。

この「行動」を市民、事業者、市の3者で積み重ねていくことによって「逗子市環境基本計画」を達成します。

○行動等指針の構成

逗子市環境基本計画では、「自然と人間をともに大切にするまち」を基本的な考え方としており、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷が少ないまち」「温室効果ガス排出の少ないまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の4つのまちづくりを進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指しています。この「行動等指針」においても、この4つの分野に応じて構成しています。



(案)

○分野ごとの行動等指針

環境基本計画を推進していくため、市民、事業者、市、それぞれの具体的な「行動」を、分野ごとに記載します。

1. 自然を大切にするまち

〈第二次逗子市環境基本計画における基本方針〉

わたしたちは、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

市街地の三方を囲む丘陵と一方に開けた海、市の中心を流れる川や、各地に点在する緑地は、首都圏に残された貴重な財産です。

これらの貴重な自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で重要・不可欠であり、わたしたちの責務でもあり、現状把握に努める必要があります。

本市の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、生き物などの自然と、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進めます。

また、市街地においても、公園、緑地を適切に管理し、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、市街地内の緑地の保全や住宅地の緑化を推進するなど、「逗子市緑の基本計画」に基づき、本市の地域特性を最大限に発揮できるよう、各種施策に取り組んでいきます。



1. 緑

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～緑地の保全～

- 市全域の緑被率約 60 パーセントを維持する。(緑政課・緑化推進事業)
- 特別緑地保全地区を 3 地区指定する。(緑政課・特別緑地保全地区指定事業)
- 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。(緑政課・歴史的風土保存地区指定事業)

～公園の整備・維持管理～

- 池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。(緑政課・池子の森自然公園整備事業*)
- 市民 1 人あたり都市公園面積が 10 m² (平方メートル) になる。(緑政課・都市公園整備事業)
- 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が 50%以上になっている。(緑政課・公園アダプト推進事業)

市民・事業者・市の行動

◎市民の行動

- 市と協力して、川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、参加します。
- 名越緑地などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、自然を体験するイベントを行い、市民はこれに参加します。
- 地域の緑地・公園について、下草刈りなどの体験イベントを行い、市民はこれに参加します。
- 自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。
- 市の助成制度を活用し、住宅の緑化を進めます。

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

◎事業者の行動

- 商店街や駅前などに花や緑を植えます。
- 事業所などにおける市の緑地保全啓発事業に協力します。
- 街路樹の促進に協力します。

◎市の行動

- 市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定します。
- 池子の森自然公園を安全で快適な都市公園として整備を図ります。
- 三浦半島国営公園設置に向けて「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」として、県や近隣市町と連携した国営公園整備の促進を国・県に働きかけていきます。
- 歴史的風土特別保存地区の指定に向け、関係機関との調整を進めます。
- 公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図ります。
- 市民と協力して自然観察会等を実施します。

2. 水辺（河川・海）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～海岸の維持管理～

- アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年 1,800 人になっている。（経済観光課・海浜美化推進事業）
- 現在の砂浜面積を維持するため、毎年 500m³以上の養浜対策を実施要請していく。（経済観光課・海水浴場運営事業）

～河川の維持管理～

- 河川の親水施設を 4 箇所整備する。（河川下水道課・河川維持管理事業）
- アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が 4 箇所を維持している。（河川下水道課・河川維持管理事業）

～公共下水道の維持管理～

- 水洗化率が 98%になっている。（河川下水道課・管渠維持管理事業）

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 市と協力して、川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、参加します。
- 川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。
- 市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。
- ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。

◎市の行動

- だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き渡していくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用に取り組みます。
- 周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、親水性を向上させ子どもたちが遊べるなど市民の憩い、学びの場として整備します。
- 市民と協力して自然観察会等を実施します。

3. 動植物（生物多様性）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～様々な生態系の体験～

- 「自然の回廊プロジェクト」において、道標や説明板の設置済みコースが 100 パーセントになっている。（経済観光課・自然の回廊プロジェクト推進事業*）

～環境学習～

- 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。（環境管理課・環境パートナーシップ推進事業）
- 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。（環境管理課・環境パートナーシップ推進事業）

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 市と協力して、緑地での下草刈りや、川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。
- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。
- 生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等で行う工事において、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入をします。

◎市の行動

- 山と川と海の自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつなぎ、自然の回廊として環境整備を図ります。
- 「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の育成と増加のための PR、シンポジウム等を行います。
- 「ずしし環境会議」等と協力して、自然観察会等を開催し、また、市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進します。

2. 廃棄物による環境負荷の少ないまち

<第二次逗子市環境基本計画における基本方針>

わたしたちは、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、ごみの資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、廃棄物による環境への負荷ができる限り低減されるまちづくりを進めていきます。

リサイクルよりも優先して取り組むべきリデュース、リユースの一層の推進を図るため、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制の取り組みを促進する施策や啓発活動を推進します。

また、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、資源生産性を高めつつ、環境保全と安全・安心に配慮した適正なごみ処理の推進に努めます。

<7Rの推進>

○ごみ問題の最終目標はゼロ・ウェイストであり、達成のために次の7Rを実践します。

- (1) Refuse リフューズ(断る) 不必要なものは断る
- (2) Reduce リデュース(減らす) 買う量・使う量を減らし、必要最小限のものしか買わない
- (3) Reuse リユース(再使用) 繰り返し使う
- (4) Reform リフォーム(形を変える) 他のものに作り替える。仕立て直しする
- (5) Repair リペア(直す) 修理する。修繕する
- (6) Rental レンタル(借りる) 一時的に借り入れて使用する
- (7) Recycle リサイクル(再生利用) 資源として再利用する



1. 発生・排出抑制

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～発生・排出抑制～

- 市民一人ひとりのごみ排出量が 1 日当たり 700 グラム以下になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*等)
- 生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*)

市民・事業者・市の行動

◎市民の行動

- 必要な食品を適量購入し、生ごみは生ごみ処理容器等で資源化し、それができない人は捨てる前にしっかり水切りして生ごみの減量化に努めます。
- なるべくリターナブル容器商品を購入し、缶やびん、容器包装プラスチックの減量化に努めます。
- 市民まつり、地域のイベントなどはリユース食器を利用します。
- 商品の過剰包装や紙袋は断り、買い物袋を常に持参します。
- エコ広場等を利用し、リユースに努めます。
- ごみ問題に関する学習会やワークショップ、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地球環境意識の向上をはかり、子どもたちへの教育の模範を示します。

◎事業者の行動

- レジ袋の有料化や廃止など、容器包装プラスチックごみの減量化に向けた取り組みに努めます。
- 生ごみの減量につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。
- リターナブルびんを使った商品の販売など、あき缶・あきびんの減量化に努めます。
- 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。
- 過剰包装やレジ袋などの削減に努めます。
- 量り売りや裸売り(無包装)を促進し、プラスチックトレーの使用を控えます。
- 消費者の買い物袋持参を促進し、レジ袋の削減に努めます。
- 市民まつりや地域のイベントなどはリユース食器を利用します。
- 事業系ごみは、事業者責任による処理原則を順守し、ごみの減量化、資源化の施策に協力します。
- 機器類の修理に取り組みます。

◎市の行動

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を進めます
 - ・市民や、事業者との協働による発生・排出抑制の取り組みを促進します。
 - ・廃棄物減量等推進員や自治会・町内会の資源化や減量化に関わる方々による、地域力でのごみ減量化・資源化を促進します。
 - ・まつりやイベントの際のごみ減量のため、リユース食器の利用を促進します。
 - ・包装ごみを減らすため、資源物の回収は、ケース回収の導入を検討します。
 - ・環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組みます。
- 施策や事業の周知を目的として、物品を配布する際には、その効果を検証するとともに、当該物品が短期間で廃棄され、環境負荷を高めることのないようにします。

2. 資源の再生利用～リサイクル～

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～生ごみの資源化～

○生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*)

～その他の廃棄物の資源化～

○ごみの資源化率が 60 パーセント以上になっている。(資源循環課・資源再利用推進事業、環境クリーンセンター・資源化品目拡大事業)

○燃やすごみに混入される紙ごみの割合が 10 パーセント以下になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*)

○地域の 5 箇所すべて、まだ使用できる不用品（資源物）の回収等が行われている。(資源循環課・資源再利用推進事業、)

市民・事業者・市の行動

◎市民の行動

- 様々な処理容器(キエーロ、コンポストなどの生ごみ処理器)を使い、堆肥化などの自家処理をするなど、生ごみ、植木ごみの資源化に努めます。
- 分別排出を徹底し、紙・布類・あき缶・あきびん、その他の資源ごみの資源化に努めます。
- 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。
- トイレトペーパーは再生品を使う等、リサイクルに参加します。
- エコ広場や拠点回収の場を積極的に利用します。

◎事業者の行動

- 分別排出を徹底し、紙・布類・あき缶・あきびん・その他の資源ごみの資源化に努めます。
- 食品トレイの回収ボックス設置など、容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。
- ごみの資源化などに関する地域や学校での活動に協力します。
- 食品リサイクル法の理念に基づき、食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを実践します。

◎市の行動

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を進めます
 - ・市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進します。
 - ・最終処分する不燃残さを削減するため、分別収集品目の拡充、資源化品目の拡大、資源化効率の向上を図ります。
 - ・資源物の分別意識の向上と、分別排出の徹底を図ります。
 - ・市民との協働により、資源ごみの分別徹底の啓発を進めます。
 - ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別徹底を図ります。
 - ・家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めたうえで、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備します。

3. 適正処理

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～適正処理～

○一般廃棄物処理施設再整備が完了している。(環境クリーンセンター・一般廃棄物処理施設整備事業*)

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 塩化ビニール等ハロゲン系の製品、包装は可能な限り使用しないようにします。
- 化学物質の成分表示など消費者への情報を明確にします。
- 製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。

◎市の行動

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を進めます。
 - ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン等の有害物について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開します。
 - ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕および更新を実施し、適正な稼働を維持します。

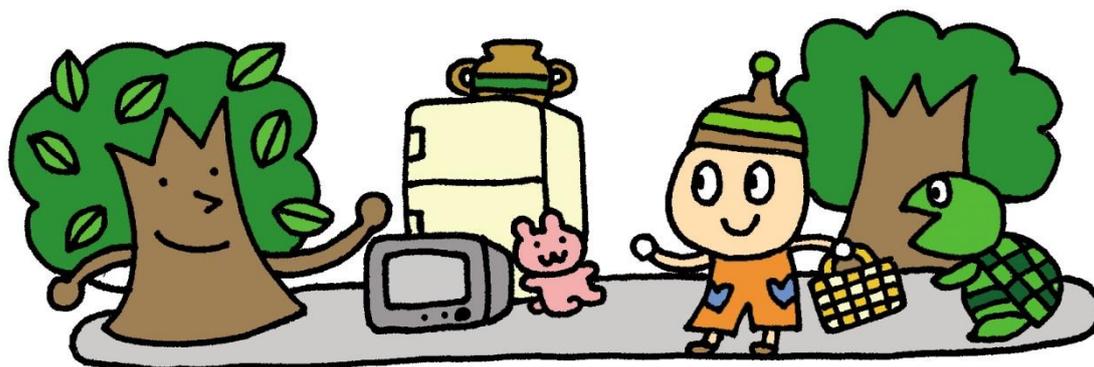
3. 温室効果ガス排出の少ないまち

<第二次逗子市環境基本計画における基本方針>

わたしたちは、持続可能な社会をめざすため、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に取り組み、温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素のまちづくりを進めていきます。

地球温暖化の問題は逗子市だけでなく、日本全土、地球規模で取り組む課題ですが、その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、私たち一人ひとりの日常生活においても発生しています。

そのため、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、過度な自動車利用を控えること、冷暖房温度を適切に設定するなど、身近なことから温室効果ガスの削減を実践していくことが重要です。



1. 省エネルギーの推進

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

- 市関連施設について、平成 25 年度を基準年度とし、平成 33 年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。**(環境管理課・温室効果ガス削減事業)**
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。**(環境管理課・温室効果ガス削減事業)**

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

○冷暖房の温度設定（夏28℃・冬20℃）や、照明やテレビ等の不要な電源を切る、風呂は給湯時間を考慮する等の省エネルギー行動の習慣をつけます。

【夏の省エネ】

自然の風で換気し、扇風機を活用。

日除けとして、すだれ、ブラインド、ゴーヤ等緑のカーテンを活用。

服装はクールビズで過ごす。

【冬の省エネ】

太陽光の採光・すきま風対策・保温効果のある断熱敷物の使用。

身体に負担感のない衣服を1枚追加着用。

衣服は首回り手足首を配慮する。

○住宅やビルのリフォーム、新築時には、省エネ性能の向上と創エネ、蓄エネの導入に努めます。また、「ゼロエネルギー住宅」（家庭内で消費するエネルギーから、自宅で生み出すエネルギーを差し引くと実質ゼロとなる住宅）の普及促進に努めます。

○家電製品購入時には省エネタイプ・待機電力の少ない製品を選び、照明はLEDに更新します。

○毎月の電気とガス料金票は保管し、前年同月対比料金・使用量をチェックする習慣をつけます。

○市民の地球温暖化防止活動の講演会・展示会・出前授業等に積極的に参加します。

◎市の行動

○「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

○市民、事業者による省エネルギー型設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組めます。

○「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組めます。

○市内の子どもたち全員が一度は出前授業を受けられるように、市民と協力して体制を整備します。

○公共施設への自動販売機設置を抑制します。

2. 再生可能エネルギーの利用促進

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

- 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。(環境管理課・スマートエネルギー普及促進事業*)
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。(環境管理課・温室効果ガス削減事業)

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 環境教育を行い、再生可能エネルギーの啓発をします。
- 住宅やビルのリフォーム、新築時には、省エネ性能の向上と創エネ、蓄エネの導入に努めます。
また、「ゼロエネルギー住宅」の普及促進に努めます。
- 逗子市での再生可能エネルギー設備の設置に向けた調査、検討をします。
- 市内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の把握に努めます。
- 再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、小・中学校への出前授業などの環境教育にも協力し、再生可能エネルギーについての啓発を図ります。
- 逗子市の将来像を考慮した地産地消エネルギーの「スマートコミュニティ」構築を目指します。

◎市の行動

- 「市民・事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施します。
- 市民、事業者によるスマートエネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組めます。また、開発を伴う再生可能エネルギー等の発電設備の導入には、環境に配慮するよう指導します。

4. 暮らしと景観に配慮したまち

<第二次逗子市環境基本計画における基本方針>

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、安全で潤いのあるまちづくりを進めていきます。

大規模な工場等がない本市では、きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境の維持はもちろんのこと、高齢化が進む中、狭あいな道路における安全性の確保や、段差の解消などにより、より一層人に優しい都市環境の整備は、本市の重要な課題です。

また、かつては人々に別荘地、保養地として親しまれ、その後住宅地として発展してきた本市において、現在も残るみどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる景観の美しいまちなみは、市民共有の財産です。

良好なまちなみと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、市民の多様な参加、参画及び行政と市民との協働によって、自然景観及び人工景観の向上を目指していきます。



1. 良好な景観

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

- 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区 4 地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。(まちづくり課・景観のまちづくり推進事業*)
- 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。(まちづくり課・景観のまちづくり推進事業*)
- 景観デザインコードを活用した啓発活動を 10 回以上行う。(まちづくり課・景観のまちづくり推進事業*)
- シンボルツリーの苗木の配布数が累計 60 件になっている。(緑政課・緑化推進事業)

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 景観に関するワークショップやシンポジウムに積極的に参加します。
- 自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めます。
- 市が行う景観形成についての施策に協力します。
- 景観デザインコードを参考に、新規建築や外構まわりの変更等に取り組みます。

◎市の行動

- 逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図ります。
- 景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用します。
- 景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高めます。

2. 暮らしのための基盤整備

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

- 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、14 か所整備済みとなっている。(都市整備課・やさしい道づくり事業)
- 狭あい道路の整備を進め、2,848 メートル整備済みとなっている。(都市整備課・狭あい道路整備事業)
- 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60 か所が整備済みとなっている。(都市整備課・急傾斜地崩壊対策事業)

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を遵守して、土地利用をします。
- 狭あい道路の整備に協力します。
- 急傾斜地の整備に協力します。

◎市の行動

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を適正に運用、実施します。
- 安全安心に移動できる道路整備を進めます。

3. 生活環境の諸問題

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

- 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。(生活安全課・公害防止啓発事業、公害調査測定事業)
- 「歩行者と自転車を優先するまち」のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。(環境管理課・歩行者と自転車のまち推進事業)

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 化学物質を含んだ商品の製造、販売、利用を控えます。
- 生活様式の違い等で近隣に迷惑をかけないようにお互いに環境保全に努めます。
- 自動車の利用を控えます。

◎市の行動

- 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係機関と連携して監視、調査します。

○行動等指針の推進

本指針では、逗子市環境基本計画で示された、「施策の方向」、「施策の体系と具体的な取り組み」に基づき、2018年度（平成30年度）までに、取り組む、具体的な内容を示しました。

今後は、市民、事業者、市が各々、または協働によって取組を実践していくことが求められます。

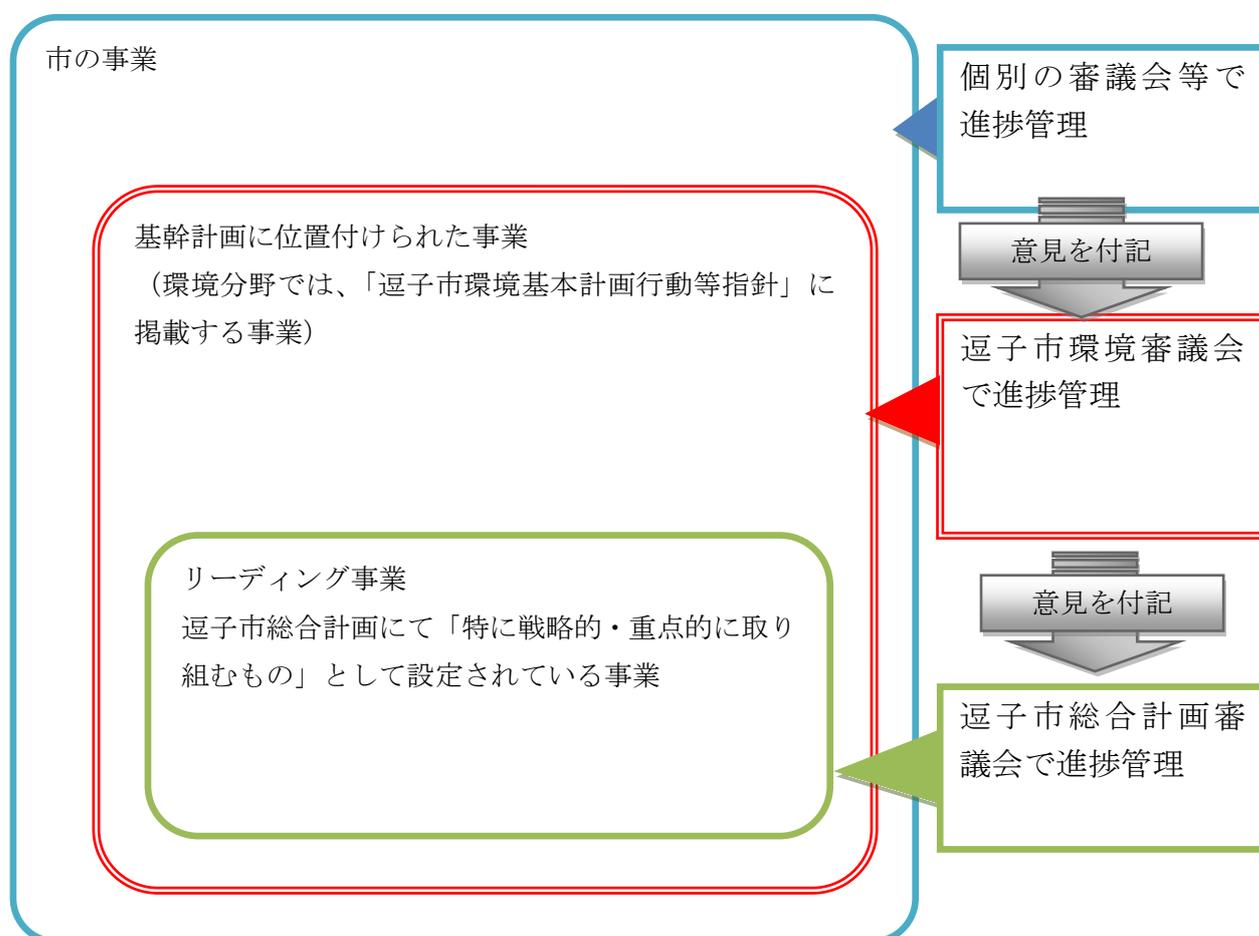
市民一人ひとりが環境に配慮した行動を広げていくためには、市とともに逗子市環境基本計画を推進していくパートナーである「ずしし環境会議」を中心に、環境に関心がある人、環境活動を行っている人やグループだけでなく、これまであまり取り組んでこなかった市民、事業者ともネットワーク化を図り、取り組んでいくことが必要です。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等の活動を支援し、また、「ずしし環境会議」をはじめとする様々な市民団体等が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

○基幹計画事業としての位置付け及び事業ごとの計画表

この「行動等指針」は、「第二次逗子市環境基本計画」第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」で示す、おおむね8年間の事業計画について、特に重点的に取り組むべき「行動」を記載するものであり、この「行動等指針」に記載してきた市の事業は、「第二次逗子市環境基本計画」を実現していくための事業として位置付け、逗子市環境審議会にて、進捗管理を行っていきます。

イメージ図



(案)

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。 対象：山林所有者 手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○2地区の指定を行う。		○制度設計の見直し ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 ○指定に向けた取組み ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 ○3地区目の指定を行う。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全2地区指定している。		指定されていない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		指定されていない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
5,815千円		一般	

(案)

事業名	(仮称) 池子の森自然公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：(仮称) 池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○開園に向けた整備 ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）			
目標【2018（平成30）年度】			
(仮称) 池子の森自然公園の整備が完了している。		基本計画を策定した	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
827,500千円		一般	

(案)

事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要	目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。		
	対象：市民、来訪者 手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○案内板等の設置 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施		○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
・自然の回廊マップが作成されている。		・作成されていない。	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている		・すべてのコースへの設置ができていない。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
11,782千円		一般	

(案)

事業名	生ごみ減量化・資源化事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。 対象：市民等 手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の整備 ・施設整備方針の決定 ・施設整備		○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の稼働 ・生ごみの分別収集	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
・生ごみの全量資源化に向けた適正規模の施設整備に着手している。 ・家庭用生ごみ処理容器等の購入助成について、年間助成台数が500台以上である。		・施設整備に向けて検討中。 ・295台	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。		・施設整備に向けて検討中。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
223,146千円		一般	

(案)

事業名	一般廃棄物処理施設整備事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。 対象：一般廃棄物処理施設 手段：環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○ごみ処理施設整備基本構想の検討 ○資源化施設基本設計等 ・生活環境影響調査 ○資源化施設建設工事		○資源化施設建設工事 ○焼却施設基幹改良工事 ○浄化センター整備の検討	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設整備計画が策定され、一部着手されている。		再整備の方向性を検討する	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。		再整備の方向性を検討する	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
3,960,000千円		一般	

(案)

事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境管理課
事業概要	目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。 対象：市民等 手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用		○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。		計画を策定していない	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		計画を策定していない	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
21,600千円		一般	

(案)

事業名	景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり課
事業概要	目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。 対象：市民及び事業者 手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○景観形成重点地区4地区目の検討 ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 ○景観デザインコードの活用 ○（仮称）景観計画推進プランの策定		○景観形成重点地区4地区目の決定 ・ガイドライン確定、周知 ○景観計画の改定 ○景観資産の追加登録 ○（仮称）景観計画推進プランの推進	
目標【2018年（平成30年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目を決定している。		重点地区3地区指定済	
目標【2022年（平成34年）度】		現状【2013年（平成25年）度末】	
景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。		重点地区3地区指定済	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
20,156千円		一般	

(案)